

○赤磐市建設工事公募型指名競争入札の試行に関する要綱

平成17年3月7日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、赤磐市が発注する建設工事の指名競争入札について、より一層の競争性を確保し、透明性、客観性の向上を図るため、公募型指名競争入札を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公募型指名競争入札」とは、建設工事について一定の入札参加資格要件を公告し、入札参加を希望する者が提出する確認資料の審査を経て、その者の中から指名業者を選定して入札する方法をいう。

(対象工事)

第3条 対象となる建設工事は、設計金額がおおむね1億円以上とする。ただし、次に掲げるものはこの告示で定める公募型指名競争入札の対象としない。

- (1) 発注する工事が緊急を要するもの
- (2) 専門性を有する等により、発注する工事を施工できる者が限られているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公募型指名競争入札で行うことが適切でないと認められるもの

2 前項に掲げる工事を発注する場合には、指名委員会の審議を経て決定するものとする。

(参加資格)

第4条 前条に掲げる工事に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 本市の指名競争入札参加資格者審査を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 発注工事の工種について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (5) 岡山県及び本市の指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事に関し、建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、工事ごとに定める要件を満たすこと。

(入札公告)

第5条 市長は、第3条に掲げる工事を発注する場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 施工場所
- (3) 工期
- (4) 工事概要
- (5) 入札予定時期
- (6) 入札に参加するものに必要な要件
- (7) 入札参加申込等
- (8) 指名通知の時期
- (9) 契約締結時期等
- (10) 対象等級の業者名 (JV対象工事の場合のみ)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の公告は、本市の掲示場に掲示し、かつ、必要があると認めるときは、その他の方法により公告することができる。

(入札参加申込等)

第6条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書 (様式第1号)
 - (2) 対象工事と同規模以上の工事の施工実績調書 (様式第2号)
 - (3) 配置予定技術者の資格・工事経歴 (様式第3号)
- (提出書類等の審査)

第7条 市長は、提出書類等を審査し、適当と認められた者を指名委員会の審議を経て認定するものとする。

(参加者の選定及び決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づいて入札参加資格を認定した者を指名するものとし、その者に入札通知するものとする。

2 市長は、第5条第1項の規定に基づき公募型指名競争入札により競争を行わせる工事である旨を公告した工事で、認定された者が3者に満たないときは、入札を中止するものとする。

3 市長は、同条第1項で指名されなかった者に対して、非指名選考理由の説明通知書 (様式第4号) により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象工事の設計図書は、第5条第1項の規定による公告をした日から閲覧を行うものと

する。

(工事費内訳書の提示等)

第10条 市長は、入札に際し、入札参加者から工事費内訳書を提示させるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成27年3月2日告示第15号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則(平成29年5月25日告示第76号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する工事又は物品購入等について適用する。